

## 尼崎市密集市街地の道路空間整備補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、狭あいな道路が多いこと等から防災面や住環境面での問題が多い密集市街地において、地域住民の日常生活における利便の向上及び災害時における安全の確保を図るため、狭あい道路に接する土地での新築等に際し、後退用地の道路整備費等の一部を補助することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後退用地 第4条に規定する対象道路の道路後退線と既存道路との間の土地をいう。
- (2) 建築主 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第33条第1項に規定する届出（以下「密集法の届出」という。）をするものをいう。
- (3) 整備 道路排水のための側溝を設置し、既存道路部分と平滑となるような後退用地の舗装を行い、通行に支障のない形態にすることをいう。

### (補助事業者)

第3条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当する個人又は法人とする。

- (1) 次条に規定する対象道路に接する土地に関しての建築主であること。
- (2) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第7号に規定する暴力団密接関係者又はこれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### (対象道路)

第4条 尼崎市市内における防災街区整備地区計画（以下、「地区計画」という。）区域内の、道路幅員4m未満の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条2項道路及び第43条第2項の規定による道路等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 地区計画で定められている地区施設及び地区防災施設

- (2) (1)以外で官有地を含む道路等
- (3) その他市長がみとめた道路等

(補助の対象及び補助率)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に定める対象道路の整備及び後退用地の分筆に係る次の各号に要する費用とする。ただし、本補助金以外で尼崎市等の補助制度により補助を受ける場合には当該部分に係る費用は除くものとする。また、補助事業者が法人の場合、消費税等相当額は除くものとする。

- (1) 後退用地の道路舗装
- (2) 後退用地と一体的に舗装する場合の既存道路部分の道路舗装(最大道路中心線までとし、詳細は別に定めるものとする。)
- (3) 後退用地等の排水のためのL型街渠及び街渠柵の設置
- (4) 後退用地にある既存の道路舗装及び側溝等の撤去
- (5) 敷地のうち後退用地部分を分筆する測量

2 市長は、補助事業者に対して、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内または、別表1に定める補助項目ごとに、同表の補助限度額単価を補助対象面積等に乗じた額の3分の2以内のうちのいずれか低い額を補助することができる。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額とする。

3 補助事業者が第1項第5号に要する費用に対して補助を受けようとする場合は、第1項第1号から第4号までの工事をするものでなければならない。ただし、市長が不要と認める場合についてはこの限りでない。

(事前審査)

第6条 対象道路に接する土地で密集法の届出及び尼崎市住環境整備条例(昭和59年尼崎市条例第44号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づく事前協議申請書が提出された場合において、後退用地に係る整備を必要とするものについては、当該開発事業の建築主に本補助金の目的を説明し、理解を求めるものとする。

2 本補助金の目的に理解を示し、補助を受けようとする建築主は、補助金交付事前申請書(様式第1号)を次条に規定する補助金交付申請までに提出するものとする。

3 前項の規定による補助金交付事前申請書には、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 附近見取図
- (2) 道路現況図
- (3) 委任状（代理人による申請の場合）

（補助金の交付申請及び決定）

第7条 補助事業者は、着手予定日の30日前まで（当該日が本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日までとする。以下この要綱における期日については同様とする。）に、補助金交付申請書（様式第2号）及び後退用地維持管理誓約書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定通知日の属する年度の2月末日までに第12条第1項の補助事業完了実績報告書（様式第14号）を提出できない場合は、交付申請をすることができない。

2 前項の規定による交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 附近見取図
- (2) 整備計画図
- (3) 整備断面図
- (4) 現況写真及び撮影方向位置図
- (5) 見積書
- (6) その他市長が必要と認めるもの
- (7) 委任状（代理人による申請の場合）

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行うにあたって、次の各号に掲げる条件を付すものとするほか、必要な条件を付することができる。

- (1) 補助を受ける整備（以下「補助事業」という。）の着手は、次条の規定による交付決定の通知の日以降とすること。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更（補助金の交付予定額に変更が生じるものに限る。以下同じ。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行

が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(6) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

5 市長は、第3項による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、補助金を交付しない旨を決定することができる。

(代表申請者の選任及び責務)

第8条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事項を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における補助金の交付申請から支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関する手続きについては、代表申請者を相手方とし、この要綱における交付決定事業者とする。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により速やかにその旨の理由を付して補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金取下届(様式第6号)により、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとし、補助金取下受理通知書(様式第7号)により補助事業者に通知し、前条第1項の規定による通知を

取り消すものとする。

(補助事業の変更及び廃止等)

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定による通知を受けた補助事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、次の第 1 号又は第 2 号の事由に該当するときは、補助金交付変更承認申請書（様式第 8 号）を、第 3 号の事由に該当するときは、補助事業廃止承認申請書（様式第 9 号）を当該通知の日の属する年度（以下「補助対象年度」という。）の 2 月 15 日までに、市長に提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号において補助金の交付決定額が増額となるものにあつては補助金交付変更承認申請書を補助対象年度の 1 月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき

(2) 補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をしようとするとき

(3) 補助事業を廃止しようとするとき

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、申請書が到達した日から 30 日（申請書に不備があり、訂正等に係る日数は除く。）以内に承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分ごとに同号に掲げる様式によりその旨を当該交付決定事業者に通知するものとする。

(1) 補助金交付変更承認申請書に基づく変更を承認するとき 補助金交付変更承認通知書（様式第 10 号）

(2) 補助事業廃止承認申請書に基づく廃止を承認するとき 補助事業廃止承認通知書（様式第 11 号）

(3) 変更もしくは廃止を承認することが不適當であると認めたととき 変更等不承認通知書（様式第 12 号）

3 市長は、交付決定事業者が第 1 項各号に該当しながら申請を怠つた場合、補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により当該交付決定事業者に補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

(補助事業の実績報告)

第 12 条 補助金の交付決定を受けた補助事業を完了した交付決定事業者は、その旨を補助事業完了実績報告書（様式第 14 号）により事業期間内、かつ補助対象年度の 2 月末日までに報告しなければならない。

2 前項の規定による補助事業完了実績報告書には、次に掲げる書類

を添付しなければならない。

- (1) 完成図
- (2) 工事中及び完成後の写真
- (3) 補助事業に係る工事請負契約書の写し（当該契約に係る変更契約を含む。工事請負契約書の写しが添付できない事情がある場合は、発注書等の写しで代えることができる。ただし工事期間及び工事内容の項目が分かるものとする。）
- (4) （補助対象経費に分筆測量費用を含む場合）登記簿等の写し（登記簿の写しが添付できない事情がある場合は、登記申請書及び図面の写しで代えることができる。）
- (5) 領収書等の写し（領収書の写しが添付できない事情がある場合は、請求書の写し或いは振込明細書等で代えることができる。ただし、いずれも同条第1項の規定による報告の際に提出が間に合わない場合は、領収書等遅延理由書（様式第15号）を提出すること。）

3 前項第5号の規定により領収書等の写しに代えて領収書等遅延理由書を添付した場合にあっては、第15条第1項の規定により補助金の請求を行う時点で、領収書等の写しを提出しなければならない。

（補助金の額の確定・検査結果通知）

第13条 市長は、前条第1項の規定する報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書（様式第16号）により通知する。

（是正の措置）

第14条 市長は、第12条第1項に規定する報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう交付決定事業者に指示することができる。

（補助金の請求及び交付）

第15条 第12条の規定する通知を受けた交付決定事業者は、補助対象年度の翌年度の4月末日までに補助金交付請求書（様式第17号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査

し、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合、正当な請求日から30日以内に口座振替により補助金を支払うものとする。

(代理受領)

第16条 交付決定事業者は、代理受領により当該補助金の交付を受けようとするときは第7条の規定による補助金交付申請書又は第12条の規定による補助事業完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状(様式第18号)を市長に提出するものとする。ただし、代理受領により補助金の交付を受けようとする場合は、補助事業に係る工事請負契約に係る費用と交付決定された補助金の額との差額分を支払ったことが分かる資料(領収書等)を添付しなければならない。

(代理受領の変更)

第17条 交付決定事業者は代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第19号)を市長に提出するものとする。

2 交付決定事業者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届(様式第20号)を市長に提出するものとする。

(代理受領者による請求)

第18条 第16条による委任状の提出があった場合の補助金の請求については、第15条の規定を準用する。この場合において、第15条の規定中「交付決定事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書(様式第17号)」とあるのは「代理受領補助金交付請求書(様式第21号)」と読み替える。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定における内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 国土交通省制定の「社会資本整備総合交付金交付要綱」に基づく尼崎市に対する交付金等の交付決定が取り消される等により、尼崎市が当該交付金等の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき
- (4) 前3号のほか、この要綱に違反したとき

2 市長は、第1項の取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該交付決定事業者に通知する。

（補助事業の遂行指示等）

第20条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な指示を行い、又は報告を求め、若しくは職員をして補助事業に係る物件及び設計図書等の書類を実地検査させ、又は必要な指示をさせることができる。

2 市長は、交付決定事業者が補助金の交付決定の内容及びこれらに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、これらに従って当該事業を遂行すべきことを当該交付決定事業者に対し指示することができる。

3 市長は、交付決定事業者が前項の指示に違反したときは、当該交付決定事業者に対して補助事業の一部の停止を命じることができる。

（理由の提示）

第21条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、交付決定事業者に対してその理由を示すものとする。

（補助金等の返還）

第22条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 交付決定事業者は、前項の規定により返還を求められた場合、第23条第1項の規定により支給された後退表示板を市長へ返還しなければならない。なお、後退表示板の取外しに係る費用は交付決定事業者の負担とする。

（後退表示板の設置）

第23条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、市から支給された後退表示板を後退用地等に設置するものとする。

2 前項に基づき設置した後退表示板の所有権については、第13条の規定による補助金の額の確定通知の日をもって、交付決定事業者に移転するものとする。

（義務の継承）

第24条 交付決定事業者は、建築物、工作物若しくは後退用地等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させるものとする。



(関係法令の遵守等)

第 25 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、良好な住環境等を確保するため、当該補助事業の範囲内又はその周辺で、実施又は実施が予定されている公的事業の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(適用除外)

第 26 条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行う建築行為等を伴うもの
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発行為を伴うもの
- (3) 都市計画法に基づく事業等、他の事業によって拡幅又は整備されるもの
- (4) 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する位置指定道路の築造を伴うもの
- (5) 敷地面積（分譲住宅等、建築しようとする敷地が複数連なる場合は一連の土地の面積）が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの
- (6) この要綱を適用することが適当でないと市長が認めるもの

(後退用地の維持管理)

第 27 条 第 7 条第 1 項の規定に基づき、市長に後退用地維持管理誓約書を提出した誓約者は、本補助の目的及び誓約の内容を遵守し、整備後の後退用地を適切に維持管理するものとする。

2 尼崎市及び計画区域内の地域団体は、整備後の後退用地の適切な維持管理に向け、相互に協力するものとする。

(対象外道路の整備に対する指導等)

第 28 条 第 4 条に規定する道路等に接する土地以外での建築主についても地区計画及び本事業の目的を説明し、指導等を行うものとする。また、第 7 条第 1 項に規定する申請をしない場合も同様に説明及び指導等を行うものとする。

(実施の細目)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、要領に定める。

付則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【別表 1】

補助項目	単位	補助限度額単 価
道路舗装整備	m <sup>2</sup>	6,600 円
既存道路舗装の撤去	m <sup>2</sup>	2,500 円
L型街渠設置	m	33,000 円
既存の側溝撤去	m	1,600 円
現場打ち街渠柵設置	箇所	276,000 円
分筆測量	式	130,000 円